

オンライン登記申請に適合したデータ入力の方法

（不動産登記）

令和8年2月1日作成

番号	申請情報項目	① 誤っている記載例	②申請情報に記載していただきたい内容
登記の目的			
1	「登記名義人表示変更」は使用しない。	1 番登記名義人表示変更	1 番登記名義人住所（又は氏名、名称）変更
2	「、」（全角読点）を使用する。	2 番・3 番抵当権抹消 4 番登記名義人住所・氏名変更	2 番、3 番抵当権抹消 4 番登記名義人住所、氏名変更 ※ 半角読点は使用しない。
3	持分移転登記の場合、目的における氏名の文字は、登記記録に登録されている文字を使用する。	共有者法務太郎持分全部移転	法務太郎持分全部移転 ※ 「共有者」は記入しない。
4	「及び」は使用しない。	法務太郎及び法務花子持分全部移転	法務太郎、法務花子持分全部移転
5	死者名義とする場合に、氏名の前に「亡」は付さない	亡法務太郎	法務太郎 ※ただし、相続人不存在の場合には「亡何某相続財産」と記載する。
6	持分移転登記を含む場合は、持分を その他事項欄（不動産の表示欄→ 「申請情報入力」）に記載する。	所有権移転及び何某持分全部移転	所有権移転 ※共有者全員の持分全部を移転する場合は、共有者全員持分全部移転とする。
7	仮登記の「登記の目的」については②のように記載する。	ア 仮登記名義人の住所変更 イ 所有権移転請求権仮登記の移転 ウ 条件付賃借権設定仮登記の移転 エ 仮登記抹消	ア 所有権仮登記名義人住所変更 イ 所有権移転請求権の移転 ウ 条件付賃借権の移転 エ 「所有権仮登記抹消」又は「抵当権設定仮登記抹消」
原 因			
8	「元年」は「1年」を使用する。	令和（平成）元年5月1日相続	令和（平成）1年5月1日相続
9	登記名義人住所（氏名）変更において、原因が複数の場合は、日付の早い順に改行して記入する。	令和2年3月10日住所移転、令和2年5月10日住居表示実施	令和2年3月10日住所移転（改行） 令和2年5月10日住居表示実施
10	スペースや改行は使用しない。	令和□2年□3月10日□売買	令和2年3月10日売買
11		令和2年3月10日（改行） 売買	
12		令和2年3月10日金銭消費貸借（改行） 同日設定	令和2年3月10日金銭消費貸借同日設定
13		令和2年3月10日債権譲渡□（原契約□同日金銭消費貸借・譲渡人□株式会社○○○○）に係る債権（改行） 同日設定	令和2年3月10日債権譲渡（原契約同日金銭消費貸借・譲渡人株式会社○○○○）に係る債権同日設定
14	設定日が原因日付と同じ場合は「同日」を使用する。	令和2年3月10日金銭消費貸借令和2年3月10日（又は同年同月同日）設定	令和2年3月10日金銭消費貸借同日設定
15	「付け」は使用しない。	令和2年3月10日付け金銭消費貸借同日設定	

債権額（極度額）・利息・損害金			
16	「・」（全角中点）を使用する。	年0・85%や年0、85	年0・85%
17	「利」、「利率」、「割合」等は使用しない。	年利0・85%の利率（割合）	※ 半角中点は使用しない。
18	項目に「利率」は使用しない。	利率 年0・85%	利息 年0・85%
19	スペースや改行は使用しない。	年14・5%□（年365日□日割計算）	年14・5%（年365日日割計算）
20		年14・5%（改行） （年365日日割計算）	
債権の範囲			
21	「□」（全角スペース）を使用する。	銀行取引・手形債権・小切手債権	銀行取引□手形債権□小切手債権 ※ 半角スペースは使用しない。
住所・本店（主たる事務所）			
22	住所証明情報のとおり記載する。	自然人の住所について	県名と県庁所在地の市名が同一の場合及び政令指定都市以外の住所には県名は記載する。 ※ 沖縄県民の住所は「沖縄県」から記載する。
		会社・法人の本店及び主たる事務所について	登記情報の本店及び主たる事務所のとおり記載する。
23	「丁目」は漢数字を使用する。	1丁目	一丁目
24	「の」がある場合、省略しない。	1番地1	1番地の1
25	「同住所」は使用しない。	沖縄県那覇市樋川三丁目2番3号 持分3分の2 ○○○○ 同住所 3分の1 △△△△	沖縄県那覇市樋川三丁目2番3号 持分3分の2 ○○○○ 沖縄県那覇市樋川三丁目2番3号 3分の1 △△△△
26	「および」は漢字を使用する。	○○○○および△△△△の住所	○○○○及び△△△△の住所
27	「ー」（長音記号）や「-」（半角ハイフン）は使用しない。	1番地1ー101号	1番地1-101号 ※ 「-」（全角ハイフン）を使用する。 ただし、名称の「タワーマンション」の場合は長音記号を使用する。
28	スペースや改行は使用しない。	1番地1□101号	1番地1、101号 ※ 「、」（全角読点）を使用する。
29		1番1号□101号	1番1号101号
30		1番1号□KING□GNU□101号	1番1号KINGGNU101号
31		1番1号（改行） KINGGNU101号	
共有持分			
32	「億」及び「万」を使用する。	持分234,560,000分の78,900	持分2億3456万分の7万8900 ※ 「,」（カンマ）は使用しない。
氏 名			
33	スペースは使用しない。	法務□太郎	法務太郎
34		法□務□太□郎	
35		ジョン□スミス□エド□シーラン	ジョンスミスエドシーラン 又はジョン・スミス・エド・シーラン ※ 「・」（全角中点）を使用する。

36	外国人の氏名にはローマ字を併記する。	①洪吉童 ②ジョン・スミス	①洪吉童 (HONG KILDONG) ②ジョン・スミス (JOHN SMITH) ※令和6年4月1日から、氏名の表音をローマ字の大文字で併記する。なお、氏と名の間にはスペースを付すこととし、「・中点」等の記号による区切りは認められない。
37	登記されている商号(名称)は、登記記録どおり「□」(全角スペース)や「・」(全角中点)を使用する。	合同会社 Qpee 株式会社 A B 商事	合同会社 Q□pee 株式会社 A・B 商事
38	中国簡略字体は使用しない。	(中国簡略字体)	正字(康熙字典体)を使用する。ただし、対応する正字がなければカタカナを使用する。
会社法人等番号			
39	各欄の【会社法人等番号欄】に記入する。	①【名義人欄】 会社法人等番号 何番 ②【添付情報欄】 会社法人等番号 何番	①権利者 沖縄県那覇市樋川2丁目○番○号 (義務者) 株式会社○○ 【会社法人等番号欄】3600011234 ②添付情報 印鑑証明書【会社法人等番号欄】3600011234 ※ 番号は半角で記載する。「-」(ハイフン)は使用しない。
登録免許税			
40	条項は省略しない。	租税特別措置法第72条	租税特別措置法第72条第1項第1号
申請物件の表示			
41	不動産の所在には県名は記入しない。	沖縄県那覇市樋川123番地 沖縄県島尻郡南風原町○○番地	那覇市樋川123番地 島尻郡南風原町○○番地
42	地目にスペースは使用しない。	宅□地	宅地
43	種類にスペースは使用しない。	居□宅	居宅
44	地積にスペースは使用しない。	67・□89平方メートル	67・89平方メートル ※ 「・」(全角中点)を使用する。
45	床面積にスペースは使用しない。	1階123・45平方メートル 2階□56・78平方メートル	1階123・45平方メートル 2階56・78平方メートル ※ 「・」(全角中点)を使用する。
46	地目変更	○年○月○日変更	○年○月○日地目変更
47	分筆登記の登記原因及び日付欄において、地番の表示を省略しない。	100番1、同番2に分筆	100番1、100番2に分筆
48	分筆 ※ 「分筆新地追加」を使用して入力する。	(申請物件No.1) 既存地番 A 分筆後の表示 B 新設地番 C 新設地番 ※ (申請物件No.2)(申請物件No.3)がないため、新設地番が変更後の事項として認識されてしまい、新設地番が受け付けられない。	(申請物件No.1) 既存地番 A 分筆後の表示 (申請物件No.2) B 新設地番 (申請物件No.3) C 新設地番

49	分筆 ※ 分筆後の表示にも、地目を記入する。	(申請物件No.1) 既存地番 A 分筆後の表示 (申請物件No.2) B 新設地番 ※ 地目の欄が空欄 (申請物件No.3) C 新設地番 ※ 地目の欄が空欄	(申請物件No.1) 既存地番 A 分筆後の表示 (申請物件No.2) B 新設地番 ※ 地目も記入する。 (申請物件No.3) C 新設地番 ※ 地目も記入する。
50	分筆 ※ 分筆後の新地番は、件状態を「新設」で入力する。	(申請物件No.1) 既存地番 A 分筆後の表示 ※ 既存 (申請物件No.2) B 新設地番 ※ 既存 (申請物件No.3) C 新設地番 ※ 既存	(申請物件No.1) 既存地番 A 分筆後の表示 ※ 既存 (申請物件No.2) B 新設地番 ※ 新設 (申請物件No.3) C 新設地番 ※ 新設
51	区分建物の床面積には、階層部分と床面積の間に「□」（全角スペース）を使用する。	3階部分98・76平方メートル	3階部分□98・76平方メートル ※ 半角スペースは使用しない。
共同担保目録			
52	(根) 抵当権の追加設定や抹消の場合は、申請物件の最後尾に共同担保目録の記号・目録番号のみを入力する。	(あ) 第1000号	【不動産の表示欄・共同担保目録番号】 (あ) 1000 ※ 「第」及び「号」は使用しない。 ※ 「()」(全角括弧)を使用する。 ※ 抹消すべきすべき登記やその他の事項欄に記入せず、不動産の表示欄(表示武物件追加で)に記入する。
53	(根) 抵当権の変更又は移転の際は、共同担保目録の記号・目録番号は不要である。	(あ) 1000	【不動産の表示欄・共同担保目録番号】 記入不要 ※ ただし、規則169条の場合は必要。

* 「②申請情報に記載していただきたい内容」については、義務者の自動突合調査や自動記入のために御協力いただくものです。